

誓約書

下記 1 の施設に係る「芦屋市民センター本館 2 階食堂運営事業者提案競技」に参加するのに当たり、芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

なお、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこの誓約書の写し及び下記 2 (4) の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、教育委員会が警察署長に下記 2 (1) 及び (2) に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を教育委員会が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護法施行条例（令和 4 年芦屋市条例第 23 号）第 3 条に規定する実施機関をいう。）及び議会に提供することについて同意する。

記

1 提案競技応募の対象となる財産 芦屋市業平町 8 番 24 号
芦屋市民センター 本館 2 階

2 誓約事項

- 申請者は、次のア及びイに該当しないこと。
ア 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団
イ 条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- 行政財産の使用に係る業務の履行等に伴い、前号ア及びイに該当する者（前号ア及びイに該当する者並びに条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）をその受託者とししないこと。
- 申請者が前 2 号のほか、基本協定（暴力団排除に関する部分に限る。）の条項に違反したときは、申請の取消し、損害賠償請求その他の教育委員会が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 教育委員会が、申請者又は再委託等の契約の受託者が暴力団等に該当するの否かを確認するために、それらの役員等（芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱第 2 条第 2 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の氏名その他の情報の提供を求めた場合は、申請者は速やかに必要な情報を教育委員会に提出すること。
- 申請者は、上記 1 の物件の使用に伴い、暴力団等から妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、教育委員会に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- 申請者は、再委託等の契約の受託者に対し、当該再委託等の契約の履行に伴い、不当介入を受けたときは、教育委員会に報告するよう指導すること。
- 申請者は、再委託等の契約の受託者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び再委託等の契約の受託者が当該再委託等の契約の履行に伴い、不当介入を受けたことを知ったときは、教育委員会に報告し、警察署長に届け出て、当該再委託等の契約の受託者とともに、捜査上必要な協力を行うこと。

令和 年 月 日

芦屋市教育委員会 あて

住 所
(所在地)

氏 名

〔 法 人 名
代表者名 〕

印

(参考)

芦屋市暴力団排除条例

第2条

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱

第2条

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、役員(条例第2条第3号アに規定する役員をいう。以下同じ。)及び監督責任者(業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者(役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。))をいう。以下同じ。)
 - イ 法人等以外の者にあっては、その者及び監督責任者